明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一七）　一
○除籍が滅失した件（法務三三八、三三九）　二
○除籍の一部が滅失した件（同三四〇）　二
○戸籍が滅失した件（同三四一）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三四二）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一二三四）　四
○肥料を登録した件（同一二三五）　四
○港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件（国土交通六九四）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四四）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一四五～一四八）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一四九、一五〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二〇八）　七
○道路に関する件（同二〇九、二一〇）　七
○道路に関する件（四国地方整備局六三、六四）　八
○道路に関する件（沖縄総合事務局二二、二三）　八

〔国会事項〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　内閣法制局　内閣府　八

〔人事異動〕

官庁事項　一二

〔叙位・叙勲〕

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について（総務省）　一三

〔皇室事項〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三

〔官庁報告〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一三

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一三

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、商業登記抹消、有権者申出方関係　一三

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　二九

会社その他

告示

○総務省告示第二百十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十八日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十九年度モンゴル国における多国間共同訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年七月十九日から平成二十九年八月六日まで

三　派遣人数（概数）　五十人程度

四　派遣地域　モンゴル国ウランバートル周辺

○法務省告示第三百三十八号

兵庫県たつの市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年七月十八日

法務大臣　金田　勝年

兵庫県揖保郡御津町碇岩九十一番地　野間　照三

○法務省告示第三百三十九号

福島県双葉郡広野町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年八月十八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、広野町役場又は福島地方法務局いわき支局に照会すること。

平成二十九年七月十八日

法務大臣　金田　勝年

福島県双葉郡広野村大字上北迫字関山三十五番地　橋本　タケ